

觀、態度ヲ持スルノ已ムナキニ至レリ
 概況以上ノ通りニシテ勞賃対峙ノ状態ナルカ會社、態
 度余リニ強硬ナル爲或ハ警備事故ヲ惹起スルヤ不斗
 之カ動靜ニ関シテハ引続々注意中ナリ
 右及申(通)報候也

寫

勞組第三〇四五號

昭和二年十二月一日

警視總監

宮田光雄

内務大臣 鈴木喜三郎 殿
 社會局長 官 殿
 大阪 神奈川 兵庫 愛知 千葉
 埼玉 各府縣 知事 殿

東京ベルベット株式會社勞働爭議ニ關スル件

(第三報)

2.12.3
 1.293.1

要旨

- 一 會社ノ態度依然強硬ニシテ交渉ノ意思更ニナシ
- 二 爭議團員會社ノ態度ニ激昂吉岡事務ヲ殴打ス
- 三 團員等行商隊ヲ編成結束ニ努ム